



平成 18 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
 代表者名 代表取締役社長 藤田 和育
 (コード番号 5936 東・大第 1 部)
 問合せ先 執行役員企画管理本部副本部長 丸山 明雄
 (TEL. 06-4705-2125)

臨時株主総会開催のお知らせ

当社内部調査により、平成 18 年 6 月 23 日開催の当社定時株主総会にてご決議いただきました第 51 期利益処分案につき法律上要求されている利益準備金の積立を行っていなかったことが判明いたしました。この点について法律の専門家から当社第 51 回定時株主総会における第 51 期利益処分案のご決議は無効との見解を得ております。ついては、利益準備金の積立を行うことを内容に含む第 51 期利益処分案につき、株主様に改めてご審議賜るべく、平成 18 年 8 月 11 日を基準日として 9 月中旬に臨時株主総会を開催することを、平成 18 年 7 月 21 日開催の取締役会で決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、会計監査人である栄監査法人および監査役会より、定時株主総会にて行った監査報告のうち、第 51 期利益処分案が適法であるとの報告を行ったのは誤りであった旨の報告を受けております。第 51 期有価証券報告書とそれに係る独立監査人の監査報告書は、結果的には次期繰越利益と利益準備金との区分の誤りであること、利益準備金として積立すべき金額について社外流出はないこと等により変更しないとの会計監査人の意見も有り変更しませんが、監査報告書は改めて臨時株主総会時に会計監査人から提出され、臨時株主総会のご決議をもって有価証券報告書の訂正報告書を提出予定です。又、これに伴う変更が有る場合は可能な限り速やかにお知らせして参ります。

下記のとおり、本件の原因は錯誤に基くものです。本件のような結果を招いたことを深く反省するとともに、今後係ることの起こらないよう万全の体制を取り、責任を明確にする所存でございます。関係各位にはご迷惑をお掛けする事を心よりお詫び申し上げます。

記

1. 本件の内容

- (1) 毎期決算に利益処分として支出する金額の 10 分の 1 以上を利益準備金として積立てることを要されております(旧商法第 288 条)が、平成 18 年 6 月 23 日開催の当社定時株主総会で決議されました第 51 期利益処分案に利益準備金 21,608,473 円の計上が漏れておりました。
- (2) 定時株主総会に上程された第 51 期利益処分案と臨時株主総会に上程する予定の第 51 期利益処分案の比較

(定時株主総会に上程されたもの)

| 摘 要 | 金 額 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 当期末処分利益 | 2, 0 5 4, 9 0 7, 6 2 0 円 |
| これを次のとおり処分します。 | |
| 利益処分数額 | 2 1 6, 0 8 4, 7 2 8 円 |
| 第 1 回優先株配当金(1 株につき 3.052 円) | 6 1, 0 4 0, 0 0 0 円 |
| 普通株式配当金(1 株につき 3.00 円) | 1 5 5, 0 4 4, 7 2 8 円 |
| 次期繰越利益 | 1, 8 3 8, 8 2 2, 8 9 2 円 |

(臨時株主総会に上程する予定のもの訂正後) 訂正箇所は_____で示しております。

| 摘 要 | 金 額 |
|------------------------|--------------------------------|
| 当期末処分利益 | 2, 0 5 4, 9 0 7, 6 2 0円 |
| これを次のとおり処分します。 | |
| 利益処分量 | <u>2 3 7, 6 9 3, 2 0 1円</u> |
| 利益準備金 | <u>2 1, 6 0 8, 4 7 3円</u> |
| 第1回優先株配当金(1株につき3.052円) | 6 1, 0 4 0, 0 0 0円 |
| 普通株式配当金(1株につき3.00円) | 1 5 5, 0 4 4, 7 2 8円 |
| 次期繰越利益 | <u>1, 8 1 7, 2 1 4, 4 1 9円</u> |

2. 本件の原因

(1) 取締役会

当社の社内チェックリストにより点検して利益処分案を作成しましたが、チェックリストの不備もあり、錯誤により利益準備金の計上漏れとなりました。

(2) 監査役会

錯誤により利益準備金の計上漏れを指摘できませんでした。

(3) 会計監査人

会計監査人のチェックリストによる点検を行っていましたが、錯誤により利益準備金の計上漏れを指摘できませんでした。

3. 今後の対策等

(1) 計算書類等作成の厳正化

当社としては外部の専門家を加えた特別委員会を設置することにより、取締役会、監査役会、会計監査人の各々のチェック体制の整備と厳正化を図り、今後係ることの起こらないよう万全の体制を取って参ります。

(2) 責任の明確化

平成18年9月中旬開催予定の臨時株主総会では、本件にかかわる処分を明確化いたします。

以 上